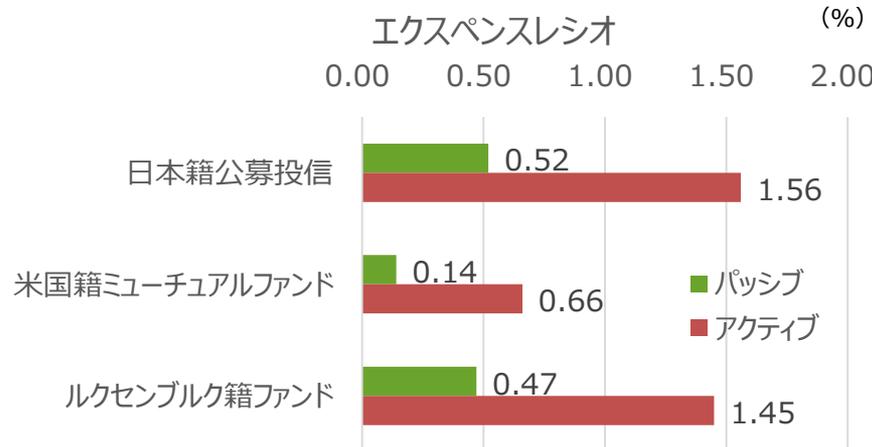
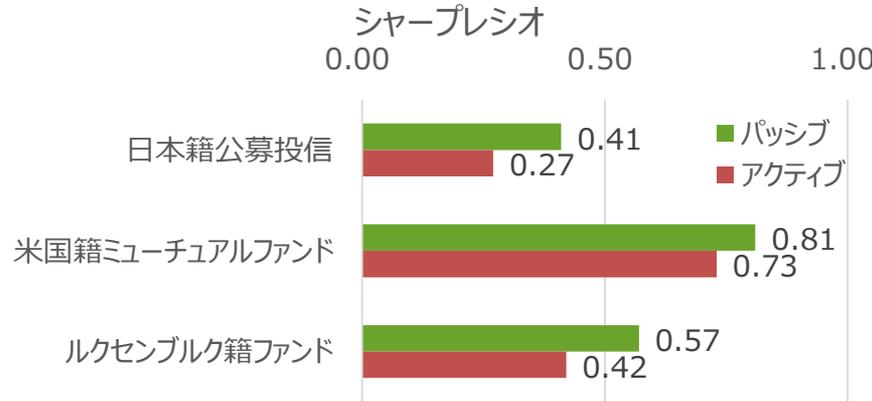


2022年2月 掲載	JIP's Direct「FOCUS」:	資産運用会社の高度化～運用力と求められるガバナンス
		第1章 資産運用会社の概況
		第2章 高度化が必要とされる背景
		第3章 更なる高度化を進める為に
		第4章 資産運用会社の高度化がもたらす個人の投資への影響について

日本の公募投信と海外ファンド比較



	米国	日本
主なファンドの形態	会社型	契約型
ガバナンスを担う主体	ファンドの取締役会 運用会社の取締役会	運用会社の取締役会
顧客（投資家）に対する義務	ファンドの取締役、運用会社は、信認義務（fiduciary duty）を負う	運用会社は、善管注意義務と忠実義務を負う（金商法42条）
独立/社外取締役の設置義務	<ul style="list-style-type: none"> ファンドの取締役会：過半数（SEC規則）の独立取締役 運用会社の取締役会：NYSE上場会社の場合、過半数の独立取締役 	会社法上、一定の機関構成の場合にのみ社外取締役の設置義務 ※コーポレート・ガバナンスコード上、上場会社は2名以上の社外取締役の起用を求められる
主な資産運用会社の所有形態	創業家による持分保有、パートナーシップ制、株式上場、親会社による所有（但し、運用会社の独立性が強い）	親会社による所有